

### 1. 畜産の概要

本県の畜産は、恵まれた生産条件と首都圏の一角を占める立地条件を生かし、食生活の高度化を背景とした畜産物需要の増大に合わせ着実に発展してきている。中でも生乳生産量及び肉豚出荷頭数は全国第4位、肉用牛出荷頭数は第6位に位置しているほか、採卵鶏についても近年着実に増加している状況にある。

平成10年度の農業粗生産額は、2,487億円で、うち畜産の粗生産額は881億円となっており、農業粗生産額の35.4%を占め、農業の基幹部門として重要な役割を果たしてきたところである。なお部門別構成割合は、野菜41.0%、畜産35.4%、米8.8%で、畜種別の構成割合は、豚が34.6%、乳用牛31.2%、鶏18.7%、肉用牛14.4%となっている。

本県の家畜飼養動向は表1のとおりであり、1戸当たりの飼養規模の拡大が進んでいる。

表1 家畜の飼養動向（単位：戸、頭、百羽）

畜種	区分	平成元年度	平成6年度	平成11年度
乳用牛	戸数	2,200	1,330	1,290
	頭数	74,800	66,220	57,000
	1戸当たり	34.0	39.9	44.2
肉用牛	戸数	3,230	1,990	1,170
	頭数	72,600	71,000	70,800
	1戸当たり	22.5	35.7	60.5
豚	戸数	2,250	1,150	710
	頭数	69,430	628,300	615,000
	1戸当たり	308.6	546.3	866.2
採卵鶏	戸数	1,190	290	190
	頭数	60,009	62,100	64,800
	1戸当たり	50.4	214.1	341.1
ブロイラー	戸数	94	63	52
	頭数	20,640	16,670	9,150
	1戸当たり	219.6	264.6	176.0

### 2. 畜産環境問題の発生状況

近年、市街化・混住化の進展、家畜飼養規模の拡大に伴い畜産経営に起因する環境汚染問題が発生しており、早急な問題解消が課題となっている。

公害苦情については図1のとおりであり、毎年120件程度発生している。

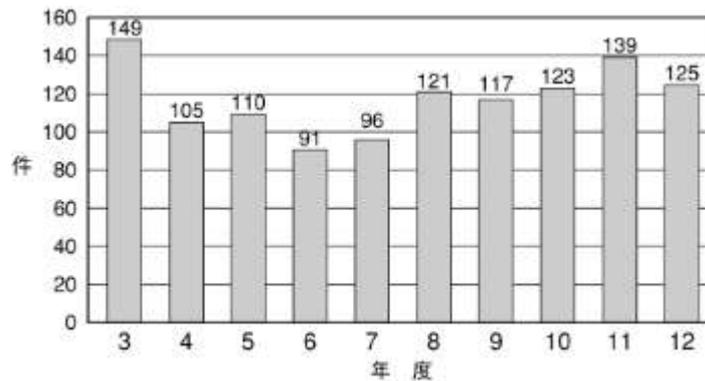


図1 公害苦情発生件数

苦情発生件数の畜種別の割合(図2)は、乳用牛が37%で最も多く、ついで豚が35%、採卵鶏15%、肉用牛10%の順となっており、問題別(図3)では、悪臭関連が多くなっている。

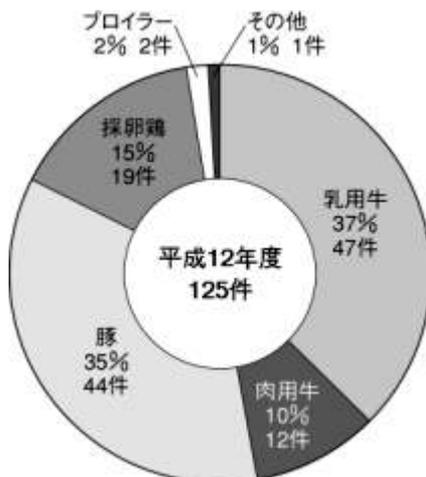


図2 畜種別発生状況



図3 問題別発生状況

### 3. 畜産環境対策の実施状況

#### (1)ソフト事業の取組状況

##### 1. ) 資源循環型畜産指導協議会

県段階において、畜産環境保全に関する指導及び家畜ふん尿処理施設整備計画等の立案を推進する。

地域段階においては、各農政事務所毎に地域内における畜産環境保全の実態調査、環境汚染防止指導方針の作成、巡回指導を実施し、家畜ふん尿の処理及び利用に関する技術・知識の普及啓発を図る。

##### 2. ) 堆きゅう肥利用促進マップの作成

堆きゅう肥の流通の促進を図るため、「堆きゅう肥利用促進マップを作成」し、生産者情報の提供を行う。

##### 3. ) 堆肥センター協議会(仮称)の設置

県内の堆肥センターの機能強化を図るため、来年度早々には協議会の設置を計画している。活動内容については、情報交換、堆肥の流通、利用の促進のための方策の検討を行うとともに、堆肥の需給調整等を予定している。

#### (2)ハード事業の取組み状況(平成12年度)

家畜排せつ物の適正な処理利用、地域の有機質資源の有効活用を推進するため、家畜ふん尿処理施設の整備を実施。

1. ) 資源循環型畜産確立対策事業(国庫)

- 補助率 2/3(国1/2、県1/6)
- 地区数 13地区

2. ) 畜産有機質資源確立対策事業(県単)

- 事業タイプ
  - ア 堆肥化処理施設整備型、
  - イ 浄化等処理施設整備型、
  - ウ 液肥化処理施設整備型、
  - エ 堆肥需要拡大型
  - オ 群馬方式モデル整備型、
  - カ 堆肥化ミニプラント整備型
- \* カの事業タイプについては、本年度の9月補正で事業拡充した。
- 補助率 1/3、1/2
- 地区数 44地区

3. ) 畜産環境整備リース事業(指定助成)

- 借受団体 経済連、乳販連、配合飼料基金、自家配研
- 補助率 1/2(国1/2)
- 件数 35件

#### 4. 今後の畜産環境対策の方向

家畜排せつ物法が昨年11月に施行し、家畜排せつ物については国が定めた管理基準に則した管理が義務づけられところであり、家畜排せつ物については、自然環境の保全や資源の有効活用の観点から、適切に処理し堆肥として農地還元することを基本として利用の一層の推進を図る。

- (1) 施設整備にあたっては、地域の畜産事情、共同利用要件等を考慮して国庫事業、県単事業及び1/2補助付きリース事業に振り分け推進する。
- (2) 畜産農家の施設整備の促進を図るため、整備マニュアルを作成する。
- (3) 堆肥センター協議会(仮称)を設立し、耕種農家等ニーズの把握による生産を行うとともに、的確な情報提供及び耕種農家との連携システムを構築する。
- (4) 畜産環境アドバイザーを養成し、飼育規模、畜舎構造、気象等立地条件に合わせた施設整備の的確な指導助言ができるよう体制整備を行う。



写真1 金ヶ井戸堆肥組合



写真2 白沢村堆肥センター